

特別支援学校小学部における国語科の指導

—肢体不自由児への実践事例をとおして—

河野 文子*

本実践では、肢体不自由児の国語科指導における学習の難しさとそれに応じた指導の手だての工夫を試みた。

肢体不自由児の障害特性である、運動障害、経験の不足、視覚認知の障害等は、さまざまな学習を難しくしている。

たとえば、学習を効果的に行っていくために、ノートや筆記具を使って、記録をし、整理する。健常の児童・生徒では、学習活動の中で大きな位置を占めるこの作業であるが、肢体不自由児では、文字を書くということが難しい場合がある。

また、実際の授業のなかで、教科書や辞書等の書籍を使って、頁をめくりながら、そこに載っている情報を読み、確認し、理解する。健常の児童・生徒では、しばしば行なわれているこの活動であるが、肢体不自由児では、頁をめくるということが難しい場合がある。

さらに、肢体不自由児では、学習活動の中でのこれらの表面上明らかな学習の困難に加えて、「物事の認知のしかた」や「理解のしかた」、「情報の処理のしかた」等の面での困難さも見られる。

多くの実践の場で肢体不自由児の示すこれらの学習の困難さに対して、それぞれの場面でさまざまな工夫をおこなってきたとの報告がある。特別支援学校では、自立活動のなかでこれらの困難さを改善し克服するよう指導が行なわれている。ただし、自立活動の時間に行なわれる指導だけで、これらの困難さを解消できるわけではない。これらの困難さは、教科学習やその他の学校生活全般のなかでの、子どもたちの学習場面でも、指導されるべき課題である。

本実践報告の対象児は、小学部第2学年の児童5名である。本実践では、国語科を学び始めた1・2学年の肢体不自由児に対して、学習内容の「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」をどのように指導したか、その成果はどのようなであったかを研究し報告する。とくに、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」のそれぞれの内容を毎時間の1コマの授業の中で取り上げ、その際には同時並列的に行ったり、強調させたりしながら、それらの関連について、子どもたちにも意識づけられるように配慮した。また、改訂された学習指導要領で示された各内容における言語活動（ここでの、言語活動とは「話す」「聞く」「書く」「読む」の4つの活動とする）の例示と、改訂よっての「言語事項」から「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」への変更の具体的内容については、他教科や道徳とも関連させて指導した。これらの実践での具体的な扱い方についても合わせて報告する。

さらに、本実践では、国語科と自立活動の指導を関連させて行なった。これらの指導の結果、第2学年では、国語科と自立活動の指導の効率化によりどちらも、成果を挙げた。特に子どもたちのコミュニケーション能力は著しく発達し、個々の障害特性によって習得が困難な基本的技能を補って余りある成果をもたらした。これらについても報告する。個々の障害特性によってそれぞれの子どもたちに必要な支援が異なっても、子どもたちが学習する際の認知プロセスの過程は多くの点で共通している。教師の示した国語科における「話す・聞く」「書く」「読む」の具体的活動内容を理解し、自分で実際に行う過程で、自己評価し生じた問題に気づき解決しようとする一連の問題解決プロセスを経て、子どもたちは理解したものを深化させていく。それを自ら繰り返しかえし行うことで基礎的な「適切に表現し正確に理解する能力」が育成された。同時に、他の教科の学習も促進され、それらが子どもたちにとって自己表現・自己実現の手段となった。

キーワード：肢体不自由児 生活経験 言語化 音読 日記

* 筑波大学附属桐が丘特別支援学校

1 はじめに

教育としての国語科指導は、かつて「読み、書き、そろばん」の「読み、書き」として、生活に必要な知識や技術の獲得のために必要な基礎的な能力の育成を目標とされていた。日本の国語科教育の内容としては、1947（昭和22）年に試案として出された学習指導要領によって「話すこと（聞くことを含む）、つづること（作文）、読むこと（文学を含む）、書くこと（習字を含む）、文法」と領域立てられた。この領域編成は、その後も改訂を重ねる中で「表現・理解」等に変遷しつつ、現在の「話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと、言語事項」に至っている。この「話すこと・聞くこと領域」が、主としてコミュニケーション教育に関わるものである。

具体的には、以下のように推移してきた。わが国初の「学習指導要領国語科編（試案）」では、「通じ合い」という言葉が使われた。新しい民主主義時代には「話し合い」が重要との認識から、戦後の新教育の先進的な姿として「話し合い学習」が国語科教育に導入された。しかし間もなく、生活経験を重視するあまり、伝統的な学問体系の教授が軽視され、断片的な学習に終わって知識の積み重ねが不十分となり、また活動という手段が目的化された活動主義に陥りがちであったとした「はいまわる経験主義」という批判が起こり、話し合いの指導は下火になった。特に1977（昭和52）年版の学習指導要領によって、教科領域が「表現・理解・言語事項」となり、「話すこと」と「聞くこと」は表現と理解に分断された。このことは、結果的にコミュニケーション教育の不振に拍車をかけることとなった。そして、近年青年の引きこもりの増大など、新たな社会的問題から、コミュニケーション能力育成の重要性が再認識されるようになった。「伝え合う力」を育てることが1998（平成10）年に告示された学習指導要領でうたわれることとなった。PISA調査の結果発表（2004年12月）され、また、2007年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果などから、知識・技能を実際に活用して考える力、分かりやすく考えを伝える力、伝え合うことで集団の考えを発展させる力を伸ばすことが、今後の方向性として示唆されて現在に至っている。

小学校段階での国語科の指導目標は、現行の学習指導要領では、「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる」と示されてい

る（傍線筆者）。そして、中学校段階での国語科では、「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる」とされる（傍線筆者）。小学校と中学校の国語科の目標を比較すると、前段の「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高める」ことと後段の傍線の箇所のうち、「思考力や想像力を養う」部分は同じであるが、「言語感覚を養い」から「言語感覚を豊かにし」へと、また「国語に対する関心」から「国語に対する認識」へと系統性を考慮しつつも、さらに深化させた目標となっている。

一方、「自立活動」は、子どもたちの自立を目指した活動であり、私たち教師は、子どもたちの「生活上又は学習上の困難を主体的に改善・克服する活動」を支援する責務を負う。盲学校・聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（1971,4）、「養護・訓練」として一部にあった治療的要素や治療的關係から、2000年、2002年、2003年、2009年の改訂を経て名称変更と内容修正が重ねられ、教育活動としての自立活動へと変化して今日に至っている。

(1) 学習指導要領（自立活動）改訂の内容

自立活動の内容は、現在「健康の保持」「心理的安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つに区分されている。この6つの内容は相互に関連しており、どれもが自立のためには非常に重要である。

筆者は研究グループのメンバーとともに、かねてより「コミュニケーション」についてその発達支援を行うための実践を行ってきた。これまでの実践研究で、コミュニケーション発達支援のために、「挨拶行動」の指導が有効であるとの示唆を得た。また、「毛筆による書字指導」を実践研究し、毛筆による書字指導が書字の能力を向上させるとともにそれを使う能力をも向上させるという意味で、「コミュニケーション」の発達支援に効果的との示唆を得た。

一方、今回の改訂（2009）で追加された「人間関係の形成」は、障害や病気、発達段階に応じて「人間関係の形成」に関し、学校生活全般を通じ配慮することが必要であると明記されたものであり、これまでの「コミュニケーション」の内容の一部が発展し独立した項目となったと考えられる。したがって、これまでの自立活動の「コミュニケーション」の発達とも深く関連した内容である。

2 改訂学習指導要領と国語科指導実践

そもそも「コミュニケーション」は、改訂学習指導要領の中で柱となる「生きる力」を育てるために重要な位置を占める「伝え合う力」と関連している。筆者は、従来から国語科指導のなかに、自立活動の「コミュニケーション」の発達を生かしながら、国語科指導の内容を精選しつつ、効果的な実践を検討してきた。まず、新学習指導要領の各部分を肢体不自由児の指導の中にどのように具体化するかを中心に述べる。

(1) 学習指導要領（国語科）改訂のポイント及びねらいとの関連

国語科（小学校）の目標は以下の通りである。

「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる」と示されている（傍線筆者）。そして、中学校段階での国語科では、「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる」とされる（傍線筆者）。小学校と中学校の国語科の目標を比較すると、前段の「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高める」ことと後段の傍線の箇所のうち、「思考力や想像力を養う」部分は同じであるが、「言語感覚を養い」から「言語感覚を豊かにし」へと、また「国語に対する関心」から「国語に対する認識」へと系統性を考慮しつつも、さらに深化させた目標となっている。

それに伴った、国語科の学習指導要領の改訂の基本方針のポイントは、次のとおりであるとされる。

『ア 言語の教育としての立場を一層重視すること。』

『イ 国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きてはたらし、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身につけること。』

『ウ 我が国の言語文化を享受し、継承・発展させる態度を育てること。』

アの「言語の教育」の立場とは、国語がわが国の公用語であることをふまえた上での立場であるととらえる。そのためには、国語のみならず、必要に応じて、外国語活動などの学習内容との関連も積極的に行なって、自国の国語という立場を児童に意識させた。イの「実生活で生きてはたらし」「他教科等の

学習の基本」という点は、前述したとおり国語科の教育の根本であるといえる。国語は学習の対象であると同時に、学習の手段でもある。ウの「わが国の言語文化」に関しては、新たに加えられた内容であり「伝統的な言語文化に関する事項、言葉の特徴やきまりに関する事項、文字に関する事項」の項で詳述するが、アと同様に、異文化との比較を行いつつ自国の伝統文化を享受できるように指導した。

基本方針のねらいは、次のとおりであるとされる。

『ア 基本方針は、現行の教科目標において重視してきたことを継承する視点に立っている。これらに加え、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることに資するよう、実生活で生きて働き、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身につける。』

繰り返し強調されている通り、身につけた基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究する力は、実生活で生きてはじめて意味をもつ。特別支援学校小学部で筆者は、国語科としての（教科としての）指導の時間と並行して、生活や教科外の時間においても繰り返し児童が確認しつつ応用できるよう機会をとらえて指導した。

『イ 基礎的な国語の能力を身につけるために、現行の「話すこと・聞くこと」「書くこと」及び「読むこと」の領域構成は維持しながら、実生活で使用される説明や報告、感想や意見等の言語活動を各学年の内容に位置付け確実に身につけるようにする。』

実生活で使用される説明や報告、感想や意見等の言語活動は、本来は、授業以外の場面でも児童らが生活の中で学んでいって欲しいものであるが、国語科の学習の中で積極的に内容として位置づけることで、実生活で生かせるように促すことができる。国語の学習の領域にこだわり過ぎずまた、子どもの個の実態に応じ行なった。

『ウ 現行の〔言語事項〕の内容のうち、各領域の内容に関連の深いものについては、それぞれの領域の内容に関連付けて位置づけるようにする。』

イと同様に、領域の内容を維持しながら、それぞれに関連づけて言語事項の指導を行なったところ、効果的であった。児童によっては、関連していることに自ら気づく場合もあって、そのことに、他の児童が刺激され意欲が高まったことも多かった。

『エ 伝統的な言語文化としての古典、言語の本質やまとまった知識を得ることができるよう〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を設ける。』

「伝統的な言語文化」の「本質やまとまった知識」

は、しっかり時間をとって学習を行なうことで、児童の興味や関心が高まった。児童が身近に感じやすい落語や昔話の言いまわしなど、繰り返しの学習によって児童の理解が進んだ。

『オ 国語の能力が確実に定着するためには、各学年において指導する内容が体系的であることや、習得した能力が蓄積していくように系統化を重視する。』

体系や系統に関しては、当校での研究により作成された、各領域ごとの「系統表」を使用して、到達度も確認しながら定着を図った。

(2) 学習指導要領（国語科）改訂の具体的事項との関連

基本方針を踏まえた改善事項は、次のとおりであるとされる。

『ア 日常生活で実際に活用する記録、報告、要約、説明、感想などの言語活動を行なう力の育成と、課題に応じて基礎的・基本的な知識・技能を活用し、相互に思考を深めたりまとめたりしながら解決していく能力の育成を重視する。』

日常生活で活用する言語活動や課題解決能力を養成するために、国語科を含め学校生活全般で、それらが必要な場面を意図的に設けることが有効であった。国語科の学習の中でそれを生かす機会を作ったところ、児童らが互いに競う様子も見られた。

『イ 継承と創造を繰り返しながら形成されてきた伝統的な言語文化を学習し、それらを伝承することや、小学校から取り上げて親しむようにし、新たな創造へとつないでいくように考える。そのために、長く親しまれている古典や、物語、詩、伝記などの近代以降の作品を取り上げるようにする。』

前述のように、伝統的な言語文化を学習する時間を設けて充実した学習が行えるようにした。近代以降の作品の中には児童らに親しみやすいように工夫された題材が多くあり (Fig.1 参照)、カルタやカードにして継続して取組み、成果を得た。

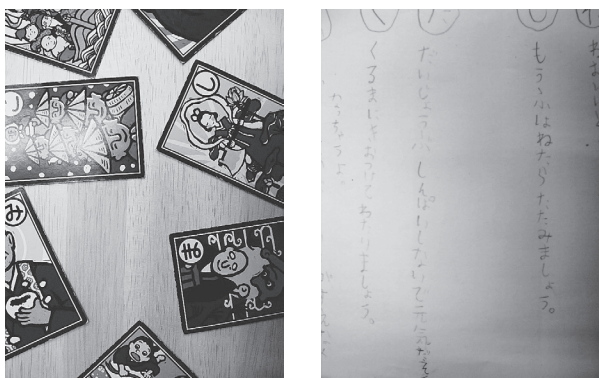


Fig.1 むかしばなしカルタから、おはなしカルタへ

『ウ 人間にとって言語がどのような働きをするのかということや、日本語としての特徴はどのようなものであるのかといったことをまとめた知識として理解し、それらを運用する能力を高める。』

教科書の題材から発展させて、動物のことばについての教材や外国の文化の教材を使用して比較できるようにさせたところ、児童らの理解が進んだ。

『エ 文字及び書写、敬語などの指導についても、日常生活や他教科等の学習における使用など実生活における有効性を高めるような指導を重視する。ローマ字は、情報機器の活用との関連などから、早い段階から位置付けるようにする。』

文字及び書写の指導については、定期的に繰り返し指導して作成した作品を相互に鑑賞し合ったところ非常に意欲が高まり積極的に活動する等の成果を得た。敬語は、国語の学習の時間を中心に、他教科や他の領域でも機会を捉えて積極的に指導した。

『オ 読書活動を一層重視するために、読書活動を内容に位置付けるようにする。目標をもって読書し、日常的に読書に親しみながら、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり、深めたりすることが求められる。』

定期的に機会を作ったところ図書館や図書室で積極的に本を借りるようになった。個々の児童に、好きな本や気に入った本の紹介カードを作成させた。また、そのカードを使って相互に発表させた。その活動を通じて、さまざまな意見交換が進み、発表者の児童が、その活動の中で新たに気づいたことがあったとの感想を述べた。

(3) 学習指導要領（国語科）改訂の要点との関連

次に、改訂の要点は、次のとおりである。

『ア 教科の目標は、現行と同じである。改訂で強調するのは、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることに資するよう、実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を育成すること。』「実生活に生きてはたらき」については、前述の通りである。特別支援学校の教育においては、自立生活という視点が従来からあり、その自立生活の中には「よりよく生きる力を育てる」の視点があつての実践が重ねられている。

『イ 学年の目標については、3領域に対応して示され、2学年まとめて示している。改訂に当たっては、目標における能力と態度を一層明確に示した。』

2学年まとめて示されていることで、発達の幅や学習の進みの異なる児童らの多い特別支援学校にお

いては、目標や計画を立て易かった。明確に示されていることで、個々の児童の実態やそれに対応する指導の方向が考え易かった。

『ウ 内容構成では「話すこと・聞くこと」「書くこと」及び「読むこと」の3領域と〔言語事項〕での構成を「話すこと・聞くこと」「書くこと」及び「読むこと」の3領域と〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に再構成した。』

「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」になったことで、伝統的な言語文化を低学年から学習することが容易になった。低学年からの学習ということで、一定の成果が見られた。

『エ また、3領域の内容を(1)の指導事項と(2)の言語活動例とし(1)に示す指導事項を(2)に示した言語活動例を通して指導するようにした。』

指導事項及び言語活動例が示されたことで、具体的な指導実践のイメージが浮かびまた目標の内容も明確となり、工夫がし易くなった。

『オ 自ら学び、課題を解決していく能力の育成を重視し、指導事項については学習過程を明確化した。』

学習過程を明確化したことで、達成度の目安が明確となった。

『カ 国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年に繋がっていき、螺旋的・反復的に繰り返しながらの学習によって、能力の定着を図ることを基本としている。そのため、児童の実態に応じ、3領域の指導事項及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を関連付けながら、重点内容を明確化し、系統化を図る。』

これまでも特別支援学校での指導においては、螺旋的・反復的に繰り返しながらの学習によって、能力の定着を図ることが、指導の重要な基本であった。系統化や重点化を意識して、児童の個の実態に応じた指導を行なった。

(4) 学習指導要領(国語科)改訂の改善点との関連(指導におけるポイント)

また、内容とその取扱いについて、低学年についての学習指導要領解説に示された(1)「A話すこと・聞くこと」の指導におけるポイントは次のとおりである。

『【低学年】

ア 話題設定や取材に関する指導事項(解説 P30)指導事項として新設したことが重要である。また、表現力を高めるには「前に遡及する」必要

がある。つまり、一度取材したら完了ではなく、必要に応じて再度取材するという発想をもたないと、取材自体が形式的になる。

イ 話すことに関する指導事項(解説 P30)「相手に応じて」に関しては、学級内だけでなく、学校全体の場や地域の人との間など改まった場ではないと話す力が育たないという側面もあることに留意する。「音声」に関しては、よく「声のものさし」が教室に掲示してあるが、声の大きさ以外についても「話すこと・聞くこと」の大事な能力を示すことが重要である。

ウ 言語活動例(解説 P32)活動例を複数示していることがポイントである。「事物の説明」に関しては、見たことがない人に説明するという意識させることが重要である。また、説明の仕方についても具体的に視点や方法を指導することが大切である。

このうち、「声のものさし」について、掲示したが、その場に応じた声の大きさと話し方として、ただ、大きな声、小さな声でというとらえ方でなく、人や場面を意識するよう指導した。ただ、声の小さな児童が多く、それは大きな声を出した経験がないということが原因であったので、思い切り出す経験や、調節する経験をする機会を増やしたところ、児童一人一人に意識づけできた。

(2)「B書くこと」の指導に関するポイントは次のとおりである。

『【低学年】

ア 目標(解説 P34)書くことを国語科に限定するのではなく「日常生活に生きて働くこと「他教科と関連づけること」が重要で、本改訂の要点が生かされている。その際、書く素材が他の教科から得られることが多いことに配慮するとともに、国語科から他教科へという側面があることにも留意すること。

イ 記述に関する指導事項(解説 P36)低学年では特に表記は重要である。敬体については自分が書くときに意識させること、分かち書きについては通常表記についての指導をおこなうことなどに留意すること。

ウ 交流に関する指導事項(解説 P36・37)伝えあう力、すなわち「人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重し、言語を通して適切に表現したり性格に理解したりする力」を高め

るために、新設した。従来、それぞれが書き終えて学習が終わるといことが多かったので、交流を積極的に取り入れたい。

エ 言語活動例（解説 P37）「想像したことを書く」では、昔話など構造がはっきり理解できる教材で基本的な構成要素を指導し、読むときにつかんだ力が書くときに発揮されるように指導したい。「経験や観察」については、生活科との関わりを意識すること、「メモ」については、「メモ」の具体的な取り方を指導することが重要である。』

このうち、「メモ」については、メモカードを活用し、1枚のカードに1つの要点を書き、後に再構成させたところ、整理して取捨選択して適切な取り方ができてきた。思考を見やすく簡潔に行なう基本として、メモカードを今後も活用したい。

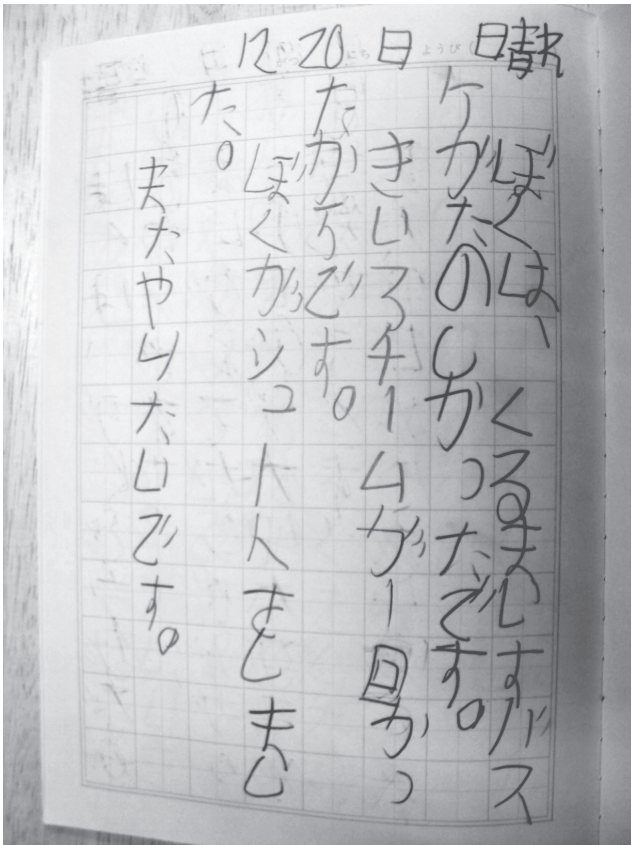


Fig.2 毎日の日記

また、交流に関する指導では、児童それぞれが家庭で書いてきた前日の生活の感想を書いた日記（Fig.2 参照）を毎日国語の時間に発表し、質問し合って理解を深めるという活動を定期的に行った。日記を書くという活動で、毎日の生活の中での「経験や観察」を簡潔に文章にしてまとめることを継続して行うことができた。また、その発表で話し合う

活動を通して、言語を通じてどのように伝え合えばよいのかを見童自身が考えて表現を工夫することにつながってきた。

(3)「C読むこと」の指導に関するポイントは次のとおりである。

『【低学年】

ア 目標（解説 P38）「自分の力で読む」ということが重要なポイントであり、言語能力としても大きな変化である。文字面だけを追っていても理解することはできないので、構成をつかめているかどうかには留意する必要がある。また、説明的な文章と文学的な文章を読むときではその構えが違うことに気づくことが重要である。「自分の力で読む」ために、音読は効果的な学習のひとつである。「読むこと」の指導事項の内容の中で、従来の「声に出して読む」が「音読」という表記となり「音読に関する指導事項」と改訂された。語のまとまりや言葉の響きなどに気を付けて（傍線筆者）繰り返し音読することで、自分が理解しているかどうかを確かめたり深めたりすることと周囲の児童の理解を助けることができる。本事例では、「おんどくカード」の活用により、毎日継続して音読の学習を行った。「おんどくカード」で音読の評価を、まず家庭学習時に保護者が行い、授業時の最初にそれぞれが音読してその成果を発表し確認し合うことで、児童自身が自己評価するという活動を繰り返した。児童らは積極的に取り組み、課題の文章をすべて暗唱できる場面もしばしば見られた。

イ 文学的な文章の解釈に関する指導事項（解説 P40）全体像を描いてから、低学年を示していることに留意すること。低学年で「行動」中学年で「気持ち」高学年で「心情」というように段階的に示しているため、各学年で指導すべき事項を意識することが重要である。

ウ 自分の考えの形成及び交流に関する指導事項（解説 P40・41）「大事な言葉や文を書き抜く」ことは、初めて習う重要な事項であることに留意する。たとえば、感想文等で本文を引用しては感想を書き連ねるものが多く見られるが、特に強く感じたり考えたりしたことについて抜き書きをするということが大切である。また「読む力に関する振り返り」では、説明文に書かれていた意味が分かったとする児童が多いが、読む

力の面からどういう力がついたかを振り返らせる必要がある。

エ 言語活動例（解説 P41）「エ 感想を書く（解説 P42）」では、感想を書く活動を学習指導にしっかり位置付けることが大切である。従来の学習活動を見ると、児童がその場その場で感じたことを書いてしまう傾向があり、自分が感じたことが明確に書けていない実態がある。感想文等でも、感想の多くは、本人がもともと持っていた考えであることが多く、その本を読んで自分の考えがどうなったかが重要である。その際、どの言葉に影響を受けたのかを選ばせるようにするとよい。「読んだ本を紹介する（解説 P43）」では、広告カードの実物を実際に見せることが必要である。また、本の帯を作る学習をする場合には、読むことの力をつけるために帯活動をするのだということを明確に意識させることが大切である。』

このうちの、感想を書くという言語活動は、児童が最も好んで意欲的に取り組んだひとつであった。その際、児童がもともと持っていた考えなのか、影響を受けた結果の感想なのかは、教師が指摘するより、児童本人が気づくことが大切である。感想文の指導では、何度か書かせて、それらを比較できるように提示し、その内容の変化を当該児童も含めて客観的にわかるようにした後、発表する活動へと発展させた。

(4) 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の指導のポイントは以下の通りである。

『【低学年】

ア 伝統的な言語文化に関する事項（解説 P43）「神話・伝承」に関して、国が示すとそれを指導する以外にないということになるので、示すことはしない。低学年向けに書かれたものもあるので、各学校で選定を行うこと。』

神話については、いくつかの教材を選定して実施した。本事例で扱った『いなばの白うさぎ』では、神話というより単なる昔話としてとらえている児童が多く、伝承への意識付けの部分は今後の課題である。

(5) 学習指導要領（国語科）改訂の改善点との関連（指導計画の作成とその取扱い）

指導計画の作成とその取扱いについて、

① 弾力的な指導に関する事項の留意点は以下の通りである。

『各学年の内容は2学年ずつまとめて示している。6年間の系統性をふまえて、前後の学年の指導とのつながりを弾力的に考えることが重要である。具体的には、前の学年で初歩的な形で取り上げたり、後の学年に置いて程度を高めて指導することなどである。』

特別支援学校では、児童の発達によって学習の進度は異なる。また、発達それ自体も直線的ではなく時間の経過によって停滞する場合も多い。そのため、特に「書くこと」や「読むこと」の指導においては、第1学年で行なったものの程度を高めて第2学年でも扱った。

② 関連的な指導と学校図書館などの活用に関する事項の留意点は以下の通りである。

『3領域1事項に示す内容については、例えば「段落相互の関係」を「書くこと」及び「読むこと」において指導するように、相互に密接に関連づけて指導することが重要である。したがって、年間指導計画を立てる際、関連して指導する単元及び題材の組合せを考慮して各領域の能力が偏りなく育成されるよう配慮する必要がある。また、学校図書館の利用は「読むこと」における読書指導だけの利用でなく「話すこと・聞くこと」や「書くこと」の指導の中でも、必要な図書館資料を得るために、意図的・計画的に利用する必要がある。』

③ 各領域に関する事項の留意点は以下の通りである。

『各領域に関しては、指導時間の目安を具体的に示しているので、指導計画作成の上で留意すること。また「読むこと」の指導に際して、図書館の利用を明確に意識することが重要である。』

④ 道徳との関連についての留意点は以下の通りである。

『国語科で表現力や理解力を育成し、人間と人間の立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校教育全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となる。また、思考力や想像力及び言語感覚を養うことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。さらに国語を尊重する態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することにつながる。このように、国語科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら適切な指導をおこなう必要がある。また、国語科で扱った教材を道徳の時間

に活用することや、道徳の時間の内容や教材を国語科で扱うことなど、国語科の指導計画の作成に際し、道徳教育の指導計画等に配慮し、両者が相互に高め合うようにすることが大切である。』

⑤ 伝統的な言語文化に関する事項、言葉の特徴やきまりに関する事項、文字に関する事項の留意点は以下の通りである。

『漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。また、児童の書く文字を評価する際には、「常用漢字表」(昭和56年内閣告示)の「前書き」にある活字のデザイン上の差異、活字と筆写の楷書との関係なども考慮することが望ましい。』

これらの取り扱いのうち、(1)について特別支援学校では、発達の実態が異なる児童らに対しての弾力的な取扱いができ、柔軟な計画が作成できた。下学年対応のカリキュラムでの指導の場合でも、同様であった。また(2)図書館の活用については、家庭において活用できる環境を持つ児童と難しい児童がいるため、図書館カードの作成や貸し出し、返却の依頼方法等学校で基本的な活用の経験をできる限り行えるようにした。今後も継続して計画的に実施していきたい。(4)の道徳との関連については、相互に密接に関係している部分が非常に多い。子どもたちが、相互に育ち高め合えるように配慮して教材を選び、年間を通じた学校生活の中で的確に行えるように計画を作成して実践した。国語の授業で取り上げた教材をさらに道徳で深めることで、子どもたちの心情や登場人物相互の関係などの理解が促進された。

(6) 学習指導要領(国語科)改訂で新たに加わった項目「伝統的な言語文化」との関連

伝統的な言語文化に関して、旧学習指導要領では高学年の言語事項として、「易しい文語調の文章を読んで、文語の調子に親しむこと。」と示されていたのみであった。しかし、今回の改訂では、「各学年で行い、古典に親しめるよう配慮すること。」とされている。教材として、低学年は「昔話や神話・伝承」、中学年は「易しい文語調の短歌や俳句、ことわざや慣用句、故事成語」、高学年は「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章、古典について解説した文章」が挙げられている。これまで、ほとんどの児童が触れたことのない神話や中学校で扱っていた古文や漢文を取り上げることとなった。

また、小学校学習指導要領解説国語編では、『「A話すこと・聞くこと」、『B書くこと』及び『C読むこと』の各領域の指導を通して行うことを基本とする』と示されており、各領域で目指す言語能力を育成する中で、伝統的な言語文化に親しませることが求められている。

このうち、昔話については、月に2回定期的に「おはなし会」を実施して、円滑に継続して行なうことができた。神話については、どのような題材を選定するかを含め今後扱いを検討していく。

(7) 学習指導要領(国語科)改訂で示された言語活動例との関連

改訂では、言語活動の充実のために、具体的に言語活動例を挙げている。小学校1・2学年の言語活動例(「指導内容と言語活動との密接な関連を図り、学習者の「主体的な学習活動を促しながら学習の効果を上げるため」に示されたのが言語活動例とされる)として示された事項と実践については、以下の通りである。

まず、「A話すこと聞くこと」では、次のとおりであった。

- 1 尋ねたり応答したりすること
- 2 自分が体験した事などについて話をする事
- 3 友達の話を聞くこと
- 4 読んだ本の中で興味をもったところなどを紹介すること

このうち、1から3は、それぞれの児童が書いた日記を紹介する活動を取り入れたところ、国語科の毎日の授業の中で継続して行なうことができ成果が見られた。

次に、「B書くこと」では、次のとおりであった。

- 5 絵に言葉を入れること
- 6 伝えたい事を簡単な手紙などに書くこと
- 7 先生や身近な人などに尋ねたことをまとめること
- 8 観察した事を文などに表すこと

このうち、5は、絵に言葉を入れたり、組み合わせで文やおはなしを作ったりしたところ、児童らは積極的に取り組んだ。

6では、友だちのすきなところなどを手紙の形で書く活動を行ったところ(Fig.3参照)、自ら複数枚書くなど意欲的であった。これらは、上肢機能に障害があり、鉛筆や色鉛筆等で筆記することが困難な児童でも同様であった。「書くこと」の指導では、児

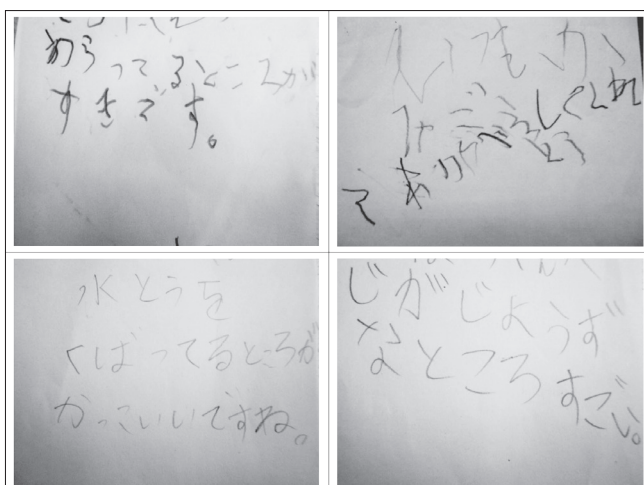


Fig.3 友だちへの手紙

童が意欲を持つ活動を選定することが重要である。

次に、「C 読むこと」では、次のとおりであった。

- 6 伝えたい事を簡単な手紙などに書くこと
- 9 昔話や童話などの読み聞かせを聞くこと
- 10 絵や写真などを見て想像を膨らませながら読むこと
- 11 自分の読みたい本を探して読むこと

このうち、9,10の活動では児童は期待感を持って臨み、集中して特に積極的に取り組んだ。

また、前述のように6伝えたいことを簡単な手紙などに書くことは、「書くこと」にも「読むこと」にも活用できる言語活動であった。教材の物語文の登場人物への手紙や、家族への手紙、友だちへの手紙などの場面で活用した。児童は差し出す相手と受け取る相手など、その立場に応じた表現の工夫により「読むこと」への理解も深めていったのである。さらに、これらの学習活動をより発展させるために、2学期より国語辞典を各児童が使用できるように指導した。漢字やひらがなを覚えはじめたばかりであった児童らは、自分で新たな知識を得る喜びから、積極的に辞書引きを行い、実生活で使うことばを確かめていた。

上肢操作がやや難しい児童も、自ら工夫し、3ヶ月程で他の児童と変わらぬ速さで行うことができた。

実生活で生かすための国語科では、特に学校におけるすべての学習と家庭や社会における実践が直接結びついていることを子どもたちに意識させ気づかせることが重要である。他教科との関連では、他教科での学習の中心に言語活動をすえることにより効果的な学習活動を行うという今回の学習指導要領の方向性とも合致するものであった。

また、国語科の授業のなかのそれぞれの場面で、他教科での学習事項について話題を向けると子どもたちは非常に積極的に話を広げていた。内容によっては、国語科でも他教科でも同様の事柄が重要であることもあり、また、視点が変わることによって児童らの理解が容易になる場合も多かった。

3 学習指導要領（国語科）改訂と実践との関連

これらの学習指導要領の改訂を、肢体不自由児への国語科の指導という観点から見た場合、改訂前に行なっていた内容が非常に多かった。「生きる力」の育成という視点や、「言語活動の充実」といった視点は、特別支援教育では、以前からとても重要であったことがうかがえる。特別支援教育に通常の教育が追い付いてきたということもできよう。

また、肢体不自由児の国語科の指導という点では、認知面での困難を考慮した「見やすさ」への工夫が、多くの場面で求められている。視覚的に見えるということと、認知的に見えるということが同義でないことが多い。それは、認知的な困難がなくても生じる問題である。これらは、国語科だけでなく、他の教科の場合にも留意する必要がある。

また、肢体不自由児の学習という観点で考えた場合には、障害特性によって生じたさまざまな機能の障害によっては非常に困難な場合も多くある。どんな場合でも、その子どもの実態に合った適切な学習内容と方法がある。「読むこと」「書くこと」といった国語科の学習内容を行なうこと自体が難しいという場合でも、目標に立ち返ることで、適切な教材や学習方法が工夫できることも多い。

国語科の目標は、改訂された現行の学習指導要領と旧指導要領での変更はない。今回の学習指導要領にも明記された、「伝え合う力」の育成を目指し、国語で育った「伝え合う力」により、他教科でも、積極的な言語活動を行い究極的な目標である「よりよく生きる力」を育み、必ず力強い未来を子どもたち自身が拓くものとする。

4 おわりに

特別支援学校では、子どもたちの「自立」へ向け、「自己決定」「自己選択」の力や「コミュニケーション」能力を育て、意思を伝える方法を確立することが、今後とも重要である。多様な補助手段を活用して「自己表現力」を向上させるコミュニケーション発達支援も並行して積極的に行なわれる必要がある。

そしてまた、国語科やその他の教科、自立活動などの学習で育成される表現の手段を支える「基本的な技能（基本的なことが適切にできる技能。以下技能。）」の獲得もまた、コミュニケーションのために必要であるといえよう。今後も、これらの指導を継続して実践し、子どもたちが自ら学び自らを高めるために個々の課題に対応していく技能を育むコミュニケーション支援のあり方について検討を重ねていきたい。

参考文献

杉浦宏編（1998）日本の戦後教育とデューイ．世界思想社

ジョン・デューイ（1933）思考の方法．Dewey, John・植田清次訳．春秋社．

久保田競（1982）手と脳，脳の働きを高める手．紀伊國屋書店．

文部科学省（2008）小学校学習指導要領解説国語編．

文部科学省（2008）学習指導要領改訂のポイント（小学校国語）．

文部科学省（2009）盲学校・聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領

山元悦子（2007）国語科教育の視点から見たコミュニケーション教育—共創的コミュニケーション能力の育成を目指して—『共生時代の対話能力を育てる国語教育』福岡教育大学国語科・同附属中学校著．明治図書出版

Teaching Japanese at special needs elementary school section of education school

—Focused on teaching physically challenged children—

Fumiko KAWANO*

* University of Tsukuba, Kirigaoka School for the Physically challenged